

先進医療の内容 (概要)

先進医療の名称：ゲムシタビン耐性胆道癌患者を対象としたアキシチニブ単剤療法

適応症：切除不能又は再発胆道癌(ゲムシタビン耐性を示す症例に限る)

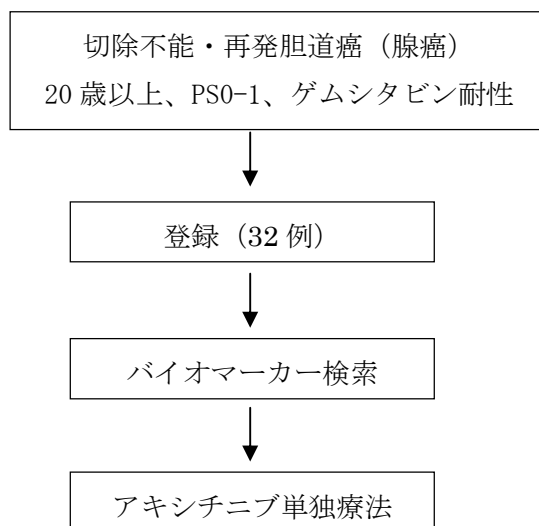
内容：

(先進性)

現在、わが国で胆道癌に保険適用のある薬剤は、ゲムシタビン、S-1 およびシスプラチン(ゲムシタビンとの併用)に限られており、ゲムシタビン+シスプラチン併用療法(GC療法)が切除不能または再発胆道癌の標準1次療法として広く用いられている。また、ゲムシタビン+S-1併用療法(GS療法)も同等以上の効果が期待され、1次治療として臨床試験が行われている。これらのゲムシタビンベースによる一次治療の有効性は確認されているものの、ほとんどの患者で病勢増悪あるいは有害事象により治療を中止せざるを得ないのが現状である。

胆道癌患者の予後改善には有効な2次治療の開発が急務であるが、これまで有用性が確認された2次治療は確立していない。本試験によるアキシチニブはマウスを用いた前臨床試験で胆道癌に対する有効性が示唆されている。現在、アキシチニブは胆道癌に保険適用に未承認であり、本研究では有効性と安全性を探索的に評価するため、小規模な第II相試験を実施し、保険適用の承認を目指した今後の臨床開発を実施するか否かを判断する。

(概要)



目的

ゲムシタビンベースの化学療法が耐性となった切除不能または再発胆道癌患者(肝内胆管癌、肝外胆管癌、胆嚢癌、乳頭部癌)を対象として、分子標的治療薬アキシチニブの有効性と安全性を検討する。主要評価項目は無増悪生存期間、副次評価項目は奏効割合、全

生存期間、有害事象発生割合、重篤な有害事象発生割合、血管新生に係わるバイオマーカーの発現とする。

対象

ゲムシタビンベースの化学療法が耐性となった切除不能または再発胆道癌患者。

治療法

アキシチニブ（開始用量）として1回5mgを1日2回経口投与する。

予定登録数と研究期間

予定登録数：32例

登録期間：2年、追跡期間：登録終了後6ヶ月

（効果）

切除不能または再発胆道癌患者において無増悪生存期間および全生存期間の延長が期待できる。

（先進医療にかかる費用）

本技術に係る総費用は1,301,105円である。先進医療にかかる費用は1,131,905円で、このうちアキシチニブ1,127,705円相当は企業による提供、人件費4,200円は実施施設負担となり、よって患者負担額は0円である。

先進医療の実施計画

1. 先進医療技術の名称

ゲムシタビン耐性胆道癌患者を対象としたアキシチニブ単剤療法

2-1. 使用する医薬品、医療機器又は再生医療等製品について

① 使用する医療機器（未承認又は適応外のものから記載すること。）

医療機器名	製造販売業者名及び連絡先	型式	医薬品医療機器法承認又は認証番号（16桁）	医薬品医療機器法承認又は認証上の適応（注1）	医薬品医療機器法上の適応外使用の該当（注2）

② 使用する医療材料（ディスプレイザブル）及び医薬品

（未承認又は適応外のものから記載すること。）

品目名	製造販売業者名及び連絡先	規格	医薬品医療機器法承認又は認証番号（16桁）	医薬品医療機器法承認又は認証上の適応（注1）	医薬品医療機器法上の適応外使用の該当（注2）
アキシチニブ	ファイザー株式会社 （連絡先は2-3の項に記載）	1 mg錠	22400AMX00737000	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	適応外
アキシチニブ	ファイザー株式会社 （連絡先は2-3の項に記載）	5 mg錠	22400AMX00738000	根治切除不能又は転移性の腎細胞癌	適応外

③ 使用する再生医療等製品（未承認又は適応外のものから記載すること。）

品目名	製造販売業者名及び連絡先	規格	医薬品医療機器法承認又は認証番号（16桁）	医薬品医療機器法承認又は認証上の適応（注1）	医薬品医療機器法上の適応外使用の該当（注2）

- ④ 医療機器、医療材料、医薬品又は再生医療等製品が医薬品医療機器法上の適応外使用に該当する場合の医薬品医療機器法承認一部変更申請状況

医療機器名又は品目名	医薬品医療機器法承認一部変更申請状況
アキシチニブ	現在のところ一部変更申請は行っていない。

- ⑤ 医療機器、医療材料、医薬品又は再生医療等製品が医薬品医療機器法上の未承認又は適応外使用に該当する場合の使用方法等

アキシチニブとして1回5 mgを1日2回経口投与する。なお、患者の状態により適宜増減するが、1回10 mg 1日2回まで増量できる。
--

- ⑥ 未承認又は適応外の場合は、□にレと記載する。

<input checked="" type="checkbox"/>	当該医薬品・医療機器・再生医療等製品について、薬事承認の申請時及び取得時において、申請企業から情報提供がなされることとなっている。
-------------------------------------	---

注1) 医薬品医療機器法承認又は認証上の使用目的、効能及び効果を記入すること。

注2) 医薬品医療機器法において適応外使用に該当する場合は「適応外」、医薬品医療機器法で承認された適応の範囲内の使用の場合は「適応内」と記載すること。

2-2. 海外での承認に関する情報

米国での薬事承認の状況

「一次治療（全身療法）に抵抗性を示した進行腎細胞癌」の適応症で承認されている。胆道癌の適応症では承認されていない。

欧州での薬事承認の状況

「スニチニブまたはサイトカインに抵抗性を示した進行腎細胞癌」の適応症で承認されている。胆道癌の適応症では承認されていない。